

カラオケボックス	<p>○(一社) 日本カラオケボックス協会連合会が、年齢確認の徹底、青少年の利用時間の制限、未成年者の飲酒・喫煙防止、薬物の乱用防止、外部から室内が見渡せる開口部の取付け等を内容とした自主規制基準の制定や全国各地で管理者等を集め講習会を実施。</p>
インターネット	<p>○(一社) 電気通信事業者協会が「インターネット接続サービスの提供にあたっての指針」を公表 (http://www.tca.or.jp)。 ○(一社) テレコムサービス協会等の業界団体が中心となり、下記ガイドライン及び契約約款モデル条項を改訂し公表 プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン (http://www.teleso.or.jp/consortium/provider/pdf/provider_mguideline_20141226.pdf) プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン (http://www.teleso.or.jp/consortium/provider/pdf/provider_hguideline_20110921_1.pdf) インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン (http://www.teleso.or.jp/consortium/illegal_info/pdf/20141215guideline.pdf) 違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項 (http://www.teleso.or.jp/consortium/illegal_info/pdf/The_contract_article_model_Ver10.pdf) ○(一財) インターネット協会の、公益目的の活動を実施。 ・インターネットにおけるルール＆マナー検定の実施 (http://rm.iajapan.org/)。 ・インターネットにおけるルール＆マナー集の公開 (http://www.iajapan.org/rule/)。 ・インターネットホットライン連絡協議会 (http://www.iajapan.org/hotline/) にて、インターネットに係わる係わるトラブルについての相談窓口を紹介。 ・インターネットを利用する際に、知っておきたい『その時の場面集』(http://www.iajapan.org/bamen/) 主要なインターネットサービスについて、それぞれの利用方法や注意方法、トラブルに遭った際の問い合わせ方法、有害情報を見つけた場合の連絡方法などを公開。さらに、フィルタリング編やスマホ設定編も公開。 ・インターネット利用者より役立つ体験談や提案の手記を募集し、優秀作品を選考し公開 (http://www.iajapan.org/contest/)。 ・「フィルタリング連絡協議会」の事務局として各社サービス一覧「フィルタリング知っていますか」を掲載 (http://www.iajapan.org/filtering/)。 ○(一社) インターネットコンテンツ審査監視機構〔通称：I-ROI〕は、Webサイトの表現の健全性の評価基準を策定し、これに適合するWebサイトを認定し健全性マークを交付。 http://www.i-roi.jp/ また、青少年のインターネットリテラシーの育成に資する教育活動として、「デジタルコンテンツアセスサ (DCA)」資格制度を設け複数の大学で科目認定による資格付与を実施している他、地域の指導者向けスマホリテラシー教材の開発、小中学生を対象とするスマホリテラシーの体験学習会を開催。 http://www.dca-qualification.jp/</p>
インターネット カフェ・ まんが喫茶	<p>○日本複合カフェ協会 (JCCA) が店舗運営ガイドラインを制定。2009年9月改定により、 ①本人確認のため会員制を導入 ②未成年者利用のパソコンへのフィルタリングソフトの導入 ③16歳未満は午後8時以降、18歳未満は午後10時以降の入店拒否 ④有害指定図書類等の区分陳列 等を制定。</p>
携帯電話・PHS	<p>○インターネットの安全・安心な利用環境を整備するため、(一社) 電気通信事業者協会等の業界団体が中心となり、フィルタリングサービスの普及に向けた取組及び利用者に対するインターネットの安全な利用方法に関する啓発活動等を推進。 ○関係各社が、未成年者と契約する場合は親権者の同意を得ているほか、公式コンテンツ提供に関するガイドラインの策定、カタログやホームページ上などの利用者に対する注意喚起、インターネット接続制限機能の提供、公式コンテンツを提供するプロバイダに対して掲示板への掲載内容の確認を依頼するなどの措置を実施。 ○携帯電話事業者が、インターネット環境整備法に基づく契約時等のフィルタリング提供に加えて、スマートフォンに関しては、無線LANやアプリの危険性の注意喚起とのためのフィルタリングサービスを早期に開発・提供開始し、そのフィルタリングサービスの勧奨や利用支援を各種ツールを使って実施。一方で、コンテンツプロバイダー向けに年齢に応じたコンテンツサービスを提供できるよう年齢情報を提供するプラットフォームの提供を推進。また、生徒、教員、保護者等を対象とした、リテラシー向上のための多様な啓発プログラムを全国で積極的に提供。さらに、家族間でのルール作りやフィルタリングサービス利用に関する動画を携帯事業者共同で作成。 ○(一社) モバイルコンテンツ審査・運用監視機構が、民間の第三者機関として青少年の利用に配慮したサイトやスマートフォンのアプリにおける運用管理体制の審査・認定及び運用監視業務を実施。認定されたものは携帯電話、スマートフォンのフィルタリングの制限対象外となる。その他、青少年保護と健全育成を目的としたフィルタリングの改善、及びICT (情報通信技術) リテラシーの啓発・教育活動を実施。</p>

(出典) 内閣府調べ

2 携帯電話等をめぐる問題への取組 (総務省、文部科学省)

近年、スマートフォンなどの普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪などが深刻な問題となっている。

文部科学省は、学校における情報モラル教育の充実を図るとともに、携帯電話やインターネットをめぐるトラブルから子供を守るためのインターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を周知するため、以下のような広報啓発などを行っている。

- ・「子供のための情報モラル育成プロジェクト」¹⁹⁶では、教育委員会や関係団体、企業などと協力し、スローガン「考えよう 家族みんなで スマホのルール」とロゴマークを活用した、子供たちの情報モラルを育成するための取組を推進している (第2-4-23 図)。
- ・有識者による「ネットモラルキャラバン隊」¹⁹⁷を結成している。平成26 (2014) 年度には、全国7か所で、保護者などを対象とした学習・参加型のシンポジウムを開催した。
- ・スマートフォンなどインターネットにつながる新たな機器への対応方法や、緊急時に有効なイン

196 http://www.mext.go.jp/a_menu/syoutou/jouhoumoral/index.htm

197 http://www.mext.go.jp/a_menu/seisyounen/moral/1313148.htm

ターネットの活用法について子供が自ら学び、その成果を同世代や保護者に対して発信する「青少年安心ネット・ワークショップ」¹⁹⁸を実施した。

- ・「ネット対策地域支援」により地域の実情に応じた有害環境対策事業を支援した。
- ・「ちょっと待って！ケータイ&スマホ新聞」などを作成し、全国の小学校、中学校、高等学校に配布するとともに文部科学省ホームページで公開している（第2-4-24図）。

第2-4-23図 「子供のための情報モラル育成プロジェクト」ロゴマーク



(出典) 文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jouhoumoral/index.htm)

第2-4-24図 「ちょっと待って！ケータイ&スマホ新聞」



(出典) 文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/index.htm)

平成27（2015）年度には、いわゆるネット依存傾向の青少年を対象に、青少年教育施設において参加者がインターネットから離れて規則正しい集団生活などを体験するプログラムを平成26年度に引き続き実施する（情報モラル教育については、第2部第3章第2節6（2）ア「情報モラル教育の推進」を参照）。

総務省では、平成26年7月に、ICTサービス安心・安全研究会における議論の結果として、「青少年インターネットセッション 議長レポート」¹⁹⁹を取りまとめた。このレポートでは、青少年のインターネット利用機会が一層拡大し、青少年に係る関係者が多様化していく現状において、青少年や保護者が成長過程に応じ自ら活用できるためのフィルタリング機能の構築と、地域の自主的・持続可能なリテラシー向上の枠組みの構築に向け、これらの関係者の役割を改めて捉え直して各主体が最大限取り組む必要があることが示されている。

198 <http://www.joho-moral.net/>

199 http://www.soumu.go.jp/main_content/000306092.pdf

COLUMN
No. 19青少年教育施設を活用したネット依存対策研究事業
～セルフチャレンジキャンプ～

我が国の青少年においても、インターネットを介したオンラインゲーム内で集まる複数のプレイヤーとの対人関係や、ゲーム上で得た達成度をさらに高めるなどの行為、あるいは急速に普及したスマートフォンを介したメッセージ交換などへ過剰にのめり込み、昼夜逆転の生活に陥ることで学業に支障が生じたり、友だちとの付き合いといった現実生活よりもネット上でのやりとりを優先するなど、いわゆる「ネット依存」が問題となっている。

このような青少年を巡るネット依存の問題に対処すべく、独立行政法人国立青少年教育振興機構では、平成26（2014）年度に文部科学省の委託を受けて、ネット依存傾向の中学生・高校生・大学生を対象に、自然体験や宿泊体験プログラムを提供し、日常生活を改善するきっかけづくりの事業として「青少年教育施設を活用したネット依存対策研究事業『セルフチャレンジキャンプ』」を実施した。

同事業は、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターと連携し、国立中央青少年交流の家（静岡県御殿場市）で、8月に8泊9日の日程でメインキャンプとして、自然体験活動（富士山トレッキングなど）や集団宿泊体験など、様々なプログラムを提供したほか、毎日、参加者に日々の行動や考え方を振り返らせる「認知行動療法」も実施した。また、メインキャンプ以降に、合宿の効果について検証を行うフォローアップキャンプを2度（11月、1月）実施した。



「青少年教育施設を活用したネット依存対策研究事業」報告書*

* <http://www.niye.go.jp/kanri/upload/editor/94/File/55233a204e2e0.pdf>

3 性風俗関連特殊営業の取締り等（警察庁）

警察は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づき、学校などの周辺や住宅地域における違法な性風俗関連特殊営業、18歳未満の者に客の接待などをさせる違法な風俗営業などの取締りを積極的に進めている。

4 酒類、たばこの未成年者に対する販売等の禁止

(1) 取締り・処分等（警察庁、法務省）

警察は、「未成年者喫煙禁止法」（明33法33）と「未成年者飲酒禁止法」（大11法20）に基づき、未成年者が酒類やたばこを容易に入手できないような環境を整備するため、指導取締りを徹底するとともに、関係業界が自主的に措置をとるよう働き掛けている。

検察は、「未成年者飲酒禁止法」や「未成年者喫煙禁止法」に違反する事案について、必要な捜査を行い、事案に応じた処分を行っている。

(2) 飲酒防止（国税庁）

国税庁²⁰⁰は、未成年者飲酒防止を始めとする酒類の販売管理の徹底を図る観点から、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」（以下「表示基準」という。）の策定や、酒類小売販売場ごとに酒類販売管理者の選任を義務付けるなどの所要の措置を講じている。また、国税局長が委嘱した酒類販売管理協力員が収集した情報などを踏まえ、職員が表示基準の遵守状況を確認し、違反のあった場合には是正指導を行っている。このほか、酒類業界に対して、未成年者飲酒防止に配慮して販売、広告・宣伝を行うよう要請するとともに、購入者の年齢確認ができない従来型自動販売機の撤廃といった取組を支援している。

酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会（内閣府、警察庁、公正取引委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省、国税庁）は、毎年4月を未成年者飲酒防止強調月間と定め、啓発用ポスターの作成・配布による全国的な広報啓発活動を連携して行っている。また、全国小売酒販組合中央会が実施している「未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」やビール酒造組合を中心に実施している「STOP！未成年者飲酒」プロジェクトの取組を支援するなど、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚を図っている。

未成年者の飲酒を含む不適切な飲酒の影響による心身の健康障害の発生、進行及び再発の防止を図ること等を目的として、「アルコール健康障害対策基本法」（平25法109）が平成25（2013）年12月に成立し、平成26（2014）年6月に施行された。内閣府は、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進すべく、同法に基づく基本計画の策定に向けた検討を進めている。

(3) 喫煙防止（財務省）

財務省²⁰¹は、未成年者喫煙防止の観点から、自動販売機を設置する場合には成人識別自動販売機とすることをたばこ小売販売業の許可の条件としている。また、インターネットによるたばこ販売については、販売時に購入希望者の年齢識別が適切に講じられるよう、あらかじめ公的な証明書により購入希望者の年齢確認などを行った上で販売することをたばこ小売販売業の許可の条件としている。これらの条件に対する違反のあった場合には、「たばこ事業法」（昭59法68）に基づく行政処分（許可の取消し・営業停止）の対象となる。

第6節 大人社会の在り方の見直し

1 雇用・労働の在り方の見直し

(1) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」に基づく取組の推進（内閣府）

内閣府は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」とその「行動指針」に基づく施

200 <http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/miseinen/mokuji.htm>

201 http://www.mof.go.jp/tab_salt/topics/index.html